

③結婚相談所による差別事件

中央本部と北陸事務所は、富山労働局、富山県との交渉を二〇一〇年一〇月二五日に、石川県、金沢市との交渉を一〇月二六日におこない、このなかで二〇〇八年一〇月に問題提起していた、石川県の結婚相談事業の申し込み用紙の記入項目の問題で、全国社会福祉協議会の示した六項目に二〇一〇年四月から変更していたことが示された。これで、富山県、福井県につづき、北陸三県の結婚相談事業での家族状況などの、入口での差別を生む項目のある「申込書」は改善された。